

消防署だより

(令和8年6月号) 特別号



発行：中標津消防署

ホームページ <http://www.nakashibetsu.jp/kurashi/bohanbosai/shobo/>

電話番号 (0153) 72-2181

林野火災注意報・警報の運用開始

1 運用開始の経緯

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、「林野火災注意報」や「林野火災警報」を的確に発令するなど、林野火災予防に対する実効性を高めることが必要とされました。

これを踏まえ、当組合においても根室北部消防事務組合火災予防条例の一部が改正され、令和8年1月1日から、「林野火災注意報」「林野火災警報」の発令に対する運用を、開始する運びとなりました。

2 林野火災注意報・林野火災警報とは

林野火災予防上、注意を要する気象条件に達した際に「林野火災注意報」、さらに危険な気象条件となった場合に「林野火災警報」を発令し、発令された区域において火災予防上で定める「火の使用制限」義務が課され、屋外での火の取扱いはできません。

3 林野火災注意報・林野火災警報の発令対象期間

1月から5月末日までの期間です。ただし、積雪がある場合や当日の降雨が見込まれる場合は除きます。



4 林野火災注意報・林野火災警報の発令気象条件

(1) 林野火災注意報

次のいずれかに該当する場合

- ① 直近の3日間の合計降水量が1mm以下で、前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
- ② 直近の3日間の合計降水量が1mm以下で、乾燥注意報が発令された場合

(2) 林野火災警報

林野火災注意報の条件に加え、強風注意報が発表された場合

5 林野火災注意報・林野火災警報の解除基準

発令基準の気象条件に該当しなくなった場合に解除されます。

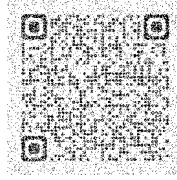


6 林野火災注意報・林野火災警報に対する制限の対象区域

- (1) 国有林 ～ 国有林の森林計画図【林野庁北海道森林管理局】
- (2) 国有林以外 ～ ほっかいどう森マップ【北海道庁水産林務部林務局森林計画課】
(小班範囲が対象区域です)



こちらのQRコードから
対象区域が閲覧できま
す！



[国有林森林計画図](#)



[ほっかいどう森マップ](#)

7 林野火災注意報・林野火災警報発令中の使用制限（火災予防条例第29条）

- (1) 山林、原野等において火入れ及び喫煙をしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

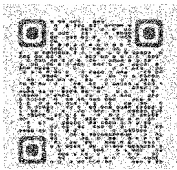
8 火の使用制限に従わなかった場合（消防法第44条）

林野火災注意報は努力義務を課するものですが、林野火災警報は「火の使用制限」に違反した者に対して、**30万円以下の罰金または拘留**に処することが定められています。

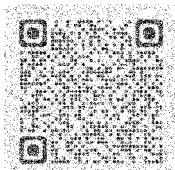
9 煙火（打上げ・仕掛け）の届出及び火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火が含まれます）には、消防署への届出義務が定められています。（火災予防条例第52条）

10 林野火災注意報・警報発令時の周知方法

- (1) 中標津町公式FB（フェイスブック）、X（エックス）、LINE に掲載
- (2) 中標津町内全域を消防車による広報活動
- (3) 根室北部消防事務組合公式ホームページに掲載
- (4) 中標津消防署公式ホームページに掲載



[根室北部消防事務組合公式HP](#)



[中標津消防署公式HP](#)

【お問い合わせ先】

根室北部消防事務組合 中標津消防署 予防課予防係 0153-72-2181